

1. 調査の結果並びに意見の概要

(1) はじめに

横手市議会議会改革検討特別委員会（以下「本会」という。）は、平成22年9月定例会で議会基本条例（以下「基本条例」という。）の制定を視野に全会一致で設置され、16名が委員に選任されました。

本会では初めに、議会改革を進めるにあたり、「議会は今、市民から何を求められているのか」、「基本条例が今なぜ必要なのか」などについて検討する自らの位置付けと目的をはっきりさせるため、本会設置の趣旨と運営要領を委員全員で確認し、議会の全てのルールを包括する条例が必要という一致した方針のもと、基本条例の制定に向け1年間の作業工程をスタートしました。

二元代表制のもとで議会の特性を発揮していくための行動指針を明確に打ち出すためには、わが市議会の現状と改革への問題点、基本条例制定への背景などの分析がまずは必要であります。本会では、議会全般にわたる改革をテーマとしている重大性に鑑み、三つの部会を構成し、各部会で繰り返し徹底議論を重ねた後、全体会に持ち込んで精力的な討議を積み重ねてきました。その集約として基本条例の第1次素案と第2次素案を提示しています。

条文については全国的に収斂されており、その文言などに表立った相違はありません。取り組むべき内容が肝心であります。議論を深め、よ

り一層議会の活性化を図り、市民の負託に応えられる議会を目指すことこそ議会改革の取り組みであります。また、基本条例制定後も、継続して、実践の中で更なる改革に取り組むことが求められます。本会の責務から、討議は真剣そのものであります。

しかし、基本条例制定に向けて、議員全員による協議、市長との意見交換、市民との公聴会の開催、パブリックコメントによる市民からの意見集約を踏まえた条例原案の最終調整が大きな作業として残っています。これらに関してはさらに時間を要することから、定められた期限である9月定例会への基本条例案の提出はできなくなりました。

これからのあるべき議会像を具現化していくための基本条例が制定されることを念じて、以下本会の報告といたします。

（２）基本条例制定に向けての基本姿勢

①議会の機能強化

地方分権の進展を受けた地方自治体における業務の複雑化や権限の拡大にあわせて、チェック機関である議会の役割も同時に強化しなくてはなりません。そのためには、議会自らの位置付けをはっきりさせることでもあります。

②自治基本条例とは別立てでの積極的な姿勢

横手市も自治基本条例制定への準備を加速させています。全国の条例

から見ると、議会に関する条項は、単に議会の役割と責務として、意思決定機関、重要な政策を議決する権限と監視、条例の制定、改廃、予算・決算の認定、立法機能の強化などと記されています。

二元代表制の一翼を担う議会としては、住民の意思を取り入れながら議会のことは議会で決めるという積極的な姿勢を明確に示していくことが必要です。

③基本条例の位置付け

市民に対して議会のあり方を示す議会改革の心髄として、3年余りの討議を引き継ぎ、横手市議会のすべてのルール（委員会条例、会議規則、傍聴規則等）を包括的にまとめる議会運営の最高規範として定めるべきです。

（3）基本条例の検討を機に目指す主要な取組み

①市民と議会との関係

1）議会報告会の開催

議会改革をすすめる検討委員会が設置されていた当時から提起されていた事案でもあり、基本条例の制定を機に実施に踏み切るものとなりました。

議員個人や会派単位ではなく、議会として審議の内容を市民に直接報告して、市民からの意見を議会として聴取していく場の設定、議会版タウンミーティングという考えで開催要綱を作成することとしました。

2) 市民参加の促進

勉強会でも助言を受けた公聴会、参考人制度の積極的な活用を行い、市民との対話による意見の把握、学識経験者からの専門的な知識や情報の入手という両面において、議会の機能強化に役立てながら、市民参加の促進を図ります。

②議会と議員の活動、討議の活発化

1) 本会議について

横手市議会定例会の回数を定める条例で定められている定例会4回制限を外して、弾力的な運用が可能な通年議会とし、必要に応じて本会議を開くという議論が強くだされました。招集権の帰属をめぐる問題点などが解決できるという利点もありますが、定例会や臨時会の節目がなくなり緊張感が失われないのか、他に職を持つ議員の出席にも配慮されなければならないのではないのか、さらには議員の処遇、報酬等の問題、対応する職員の負担等々から、現時点では慎重論が多く、通年議会については長短比較調査し、今後継続して検討することとしました。

2) 一般質問と対面式議場の配置

本会議における討議の活発化のため、議場のレイアウトを対面方式にするなど工夫が必要との全体意見です。一般質問において議員を向いて質問することは不自然との観点から対面式に改めるようにするといった意見です。

また現在、一般質問において一括質問一括答弁後に一問一答方式を行っています。質問の形式は、現行に加えて、一問一答方式、一括質問一括答弁方式を選択することができるとしました。

3) 反問権

市政の課題や質問の論点、争点を明確にして、議論を深めていくことは当然のことであり、これまで無かった市長等の反問権を導入することは、議論の活発化と市民に分かりやすい政策討議が期待できます。

今後の課題としては、議員提案の議案が増えるとなれば、時間制限のなかでの運用も検討されなければなりません。

議長の弾力的な運用など、反問権実施要綱を別途検討することが必要です。

4) 合議制代表機関としての議員間の自由討議

議案の審議においては、これまで議員対執行部間での議論であり、議員間で自由闊達な議論をする取り組みはありませんでした。議会で十分議論を尽くし意思決定していく機能を発揮するためにも議員間の自由討議を積極的に活用します。全員協議会が本会議の地ならしであってはならないという意見は共有できています。二元代表制の一翼を担う議会としての責任と意欲を高め、議論し、意見交換して、政策形成、合意形成を図っていかねばなりません。公開の場での討議が議会の柱と位置付けて、方法、手順など、さらに先進自治体に学ぶ必要があります。

5) 常任委員会

今後重要性の増す議会の政策調整、立案能力の強化に重要な役割を果たすうえで、各委員会共通の課題として、所管事務の調査、研究が一層重要であり、委員会における課題であっても議員全体が共有するとともに、議会だより等を通じて市民への情報提供に努める方向で取り組んでいくこととしています。

6) 会派代表質問

会派は同一理念を共有するものにより構成し、政策立案、政策提言等へ積極的に取り組み、実現に向けた合意形成のため活動するものであり、会派代表質問から政策提言に繋げたいとの意見が出されました。本件については、近い将来において試行の準備を進めるべきであります。

(4) まとめ

地方分権の中で二元代表制における議会の役割を果たしていくためには、その役割を常に検証し、監視や政策提言機能を向上させること、市民との対話により民意を吸い上げ政策形成に結びつけること、議会・議員の活動に対して市民の理解を深めるための取り組みや情報発信を一層進めることが重要です。市民の目線で実情を把握し、関係住民と話し合いをすることによって、市民から見た行政の諸課題や問題点を把握していくという基本姿勢を崩さず、議会の審査は市民のためのものであること

を常に自覚することが肝要です。

議会改革は議員の満足を求めるものではなく、主権者である市民から評価されるものでなければなりません。議会は市民福祉の向上のため、その役割が果たせるよう不断の改革に取り組むことが不可欠であり、本報告が基本条例制定に向けた礎となることを望むものです。